

備考

- ① 届出者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「届出時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、5 1～6 4のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	3
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 —

--	--

 [東京都知事登録第000100号の場合]

02	青森県知事	17	石川県知事	32	島根県知事	47	沖縄県知事
03	岩手県知事	18	福井県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事 (石狩)
04	宮城県知事	19	山梨県知事	34	広島県知事	52	北海道知事 (渡島)
05	秋田県知事	20	長野県知事	35	山口県知事	53	北海道知事 (檜山)
06	山形県知事	21	岐阜県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事 (後志)
07	福島県知事	22	静岡県知事	37	香川県知事	55	北海道知事 (空知)
08	茨城県知事	23	愛知県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事 (上川)
09	栃木県知事	24	三重県知事	39	高知県知事	57	北海道知事 (留萌)
10	群馬県知事	25	滋賀県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事 (宗谷)
11	埼玉県知事	26	京都府知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事 (オホ)
12	千葉県知事	27	大阪府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事 (胆振)
13	東京都知事	28	兵庫県知事	43	熊本県知事	61	北海道知事 (日高)
14	神奈川県知事	29	奈良県知事	44	大分県知事	62	北海道知事 (十勝)
15	新潟県知事	30	和歌山県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事 (釧路)
16	富山県知事	31	鳥取県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事 (根室)

- ③ 「宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係」、「届出の理由」及び「性別」の欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- ④ 死亡の場合にあつては、「届出事由の生じた日」の欄に死亡の事実を知った日を付記すること。

【添付書類】

添付書類は次のとおり。宅地建物取引士証の交付を受けている場合は宅地建物取引士証を返納する。

届出事由	届出人	添付書類
ア 死亡したとき。	相続人	○発行日から3か月以内の、死亡事実及び届出人が相続人とわかる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
イ 営業に関し、未成年者が成年者と同一の能力を有しないこととなったとき。	本人	○法定代理人の申立書
ウ 破産手続開始の決定を受けたとき。	同上	○裁判所の破産手続開始の決定書(写し)
エ 業法違反で免許を取り消されたとき(役員を含む)。	同上	
オ 禁錮以上又は法に規定されている所定の罰金刑に処せられたとき。	同上	○裁判所の判決書など(写し)
カ 家庭裁判所から後見又は保佐開始の審判を受けたとき。	後見人 又は 補佐人	札幌法務局、函館、旭川、釧路各地方方法務局戸籍課で交付される「登記事項証明書」

宅地建物取引士登録消除申請書

宅地建物取引士の登録消除を受けたいので、宅地建物取引業法施行細則第7条の5の規定により、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

北海道知事 様

申請人

住所

氏名

印

消除の理由			
登録番号及び 登録年月日	() 第 号 年 月 日		
氏名		性別	※ 男 ・ 女
		生年月日	年 月 日
本籍			
住所			
業務に従事した宅地建物 取引業者の商号又は名称 及び免許証番号			

- 注 1 氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。
2 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

【添付書類】

宅地建物取引士証の交付を受けている場合は、宅地建物取引士証を返納する。